

令和6年度かがわ脱炭素促進事業者表彰事業 募集要項

1 目的

香川県における脱炭素につながる取組みを促進するため、CO2 排出量を削減する優れた取組みを行う県内事業者を表彰し、その功績を称えとともに、その内容を広く紹介することにより、更なる取組みの促進、展開及び波及を図る。

2 表彰対象

脱炭素につながる顕著な功績があったと認められる取組みを幅広く表彰の対象とする。取組み内容に関する「部門」などは設けない。

なお、例として次のような取組みを表彰対象とする。

- (1) 創意工夫を凝らした脱炭素につながる取組み
- (2) 再エネ設備や省エネ設備等の先進的な導入事例
- (3) 脱炭素に資する製品・技術などの開発
- (4) 先進的な脱炭素経営の推進

3 表彰対象者

香川県内に事業所を有する事業者

4 応募方法

- (1) 所定の応募用紙（別紙）に必要事項を記入の上、持参、郵送又はメールで県環境政策課カーボンニュートラル推進室へ1部提出する。
- (2) 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- (3) 郵送の場合の提出期限は、募集期間最終日の午後5時必着とする。
- (4) 取組み等に関する補足説明や様子が分かる写真・資料があれば、応募用紙に添付する。
- (5) 事業者の概要が分かる資料があれば、応募用紙に添付する。
- (6) 自薦・他薦は問わないが、他薦の場合は被推薦者の承諾を得た上で推薦する。

5 募集期間

令和6年9月12日（木）～令和6年12月4日（水）

6 表彰区分など

(1) 表彰区分

最も優れた取組みを「かがわ脱炭素取組大賞」として、優れた取組みを「かがわ脱炭素取組優秀賞」として表彰する。

(2) 表彰予定件数

- ①かがわ脱炭素取組大賞 1件
- ②かがわ脱炭素取組優秀賞 申込件数・内容により件数を決定

7 選考方法

(1) 選考方法

受賞者は、県が設置する「審査委員会」において決定する。なお、審査にあたっては、応募書の内容についてヒアリング（現地確認含む）を行う場合がある。

(2) 選考基準

①成果・効果、②独自性・先進性、③継続性・持続性、④汎用性・波及性の評価基準で審査を行い、受賞者を決定する。

8 表彰方法など

- (1) 受賞者について、令和7年2月頃に県ホームページで発表する予定。
- (2) 令和7年2～3月頃に県庁で表彰式を開催し、受賞者に表彰状及び楯の授与を行う。
- (3) 受賞者の取組みは、県のホームページへの掲載等を通じて情報発信を行う。

9 応募用紙の提出・問合せ先

香川県 環境森林部 環境政策課 カーボンニュートラル推進室 計画推進グループ
住所：〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
電話：087-832-3216
メール：kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp
ホームページ：
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/chikyu/saiene/kagawadatutansohyoushou.html>